

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年6月1日（平成28年（行情）諮問第398号）

答申日：平成29年3月22日（平成28年度（行情）答申第808号）

事件名：安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「第21回『安全保障法制整備に関する与党協議会』席上回収資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月9日付け閣安保第212号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「『安全保障法制整備に関する与党協議会』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は平成27年4月1日～末日までにつづられたもの）。\*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき、原処分を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件開示請求における「安全保障法制整備に関する与党協議会」（以下「与党協議会」という。）とは、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書を受け、自民、公明両党により、切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるにあたり検討を行うために開催されたものである。

#### 3 原処分の妥当性について

本件対象文書は、与党協議会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり本件対象文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

#### 5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年6月1日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月20日     | 審議            |
| ④ 平成29年2月2日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年3月17日   | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年4月21日に開催された与党協議会の席上回収資料である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、安全保障法制の整備のための検討に関連して省庁出席者が与党関係者に説明を行った我が国安全保障政策上の取組に係る情報が記載されている。

当該文書は、これを公にすることにより、当該文書作成時点での我が国

安全保障政策上の取組の検討状況が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久